

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	矢那地区 (第一地区下部・上部・第二区・第三区下部-1・第3区下部-2・第三区上部・高倉・草敷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地所有者に対しアンケートを実施し、207件の回答結果などから、地域農業の現状・課題として以下のようなものが挙げられる。

- ・地区内の農地所有者は60代以上の割合が6割を超えており、高齢化が進んでいる。
- ・地区内の農家では、水稻、露地野菜、果樹などが栽培されている。
- ・農家のうち、当面農業を続けていく意向を示しているの方は3割にとどまり、離農の意向を示している方の割合は3割となっている。また、後継者がいないと答えた方の割合は約半数となっており、今後更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。

耕地面積や総農家戸数が年々減少しており、少子高齢化も顕著である。

- ・有害鳥獣による農業被害が大きな問題となっている。
- ・当地区の土壌は米作りに適した粘土質の水田、畑地は野菜作りや果樹栽培に適した水はけ、通気性や保水性のよい壤土である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・有害鳥獣の増加による被害があるため、伐根的な対策が必要である。
- ・後継者不足対策として、農地中間管理機構を活用し、新規参入者を含め農業を希望する担い手に耕作してもらおう。
- ・農作業の効率化や生産性を向上させるため、農地の大規模区画化や大型機械化によるスマート農業の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集約化を行いつつ、今後地域での話し合いを重ね、基盤整備を行うにあたっての判断を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地を担う法人・サービス事業者を求める声が多くあり、県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での高齢化等により農作業が追い付かないという問題に対応すべく、積極的に農作業委託などのサービスを利用し、農業を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が増加しているため、3つの柱で対策の検討を行っていく。
- ②有機農業に取り組んでいる耕作者がいるため、有機農業関係の補助事業等の活用も検討していく。
- ③規模拡大、作業効率向上の観点から補助事業を活用しスマート農業の導入を検討する。
- ⑤梨の栽培について、認定農業者や利用者を中心に、栽培を継続していく。
- ⑦・⑧今後地区内の高齢化が進むことで機械の導入や委託費用、農業用施設の経年劣化による修理や交換費用等が発生することが考えられるため、多面的機能支払交付金の活用可否を保全会に相談をするとともにその他の補助金の活用も検討していく。
- ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。
- ⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者が確認することで地元確認と置き換える。
- ⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。